

公益財団法人 島根県スポーツ協会 競技スポーツ推進事業 補助対象経費等の基準表

事業名	対象経費 (科目)	説明	補助限度額		提出をを求める証拠書類
			科目の上限額(※2)	単価の上限額(※3)	
1 スポーツ教室開催支援事業	謝金	教室講師への謝金	対象経費総額(※1)に2分の1を乗じた額(千円未満切捨)	2,000円/回	本人の受領印が押印された領収書 又は本人が署名した領収書
	使用料及び賃借料	教室に必要な会場使用料	現に支払った額	実費	業者の領収書
	消耗品費	教室運営に必要な消耗品等の購入に係わる経費	対象経費総額に2分の1を乗じた額(千円未満切捨)	実費	業者の領収書
	特殊用具費	教室運営に必要な用具の購入に係わる経費	対象経費総額に2分の1を乗じた額(千円未満切捨)	実費	業者の領収書
	保険料	教室の参加者、指導者の保険料	現に支払った額	実費	業者の領収書
2 地域が輝くスポーツしまね 推進プロジェクト事業	交通費	<公共交通機関> 所属地等最寄駅～用務先の最寄駅(JR駅、地下鉄駅、高速バスの停留所(路線バスは含まない)等)までの定額料金	左により算出した額		本人の受領印が押印された領収書 又は本人が署名した領収書
		<自家用車・レンタカー・貸切バス等> ①レンタカー及び貸切バスの賃借料、ガソリン代、高速代、駐車場代 ②自家用車で県内移動の場合は、移動距離×20円/km	①実費 ②左により算出した額		①業者の領収書 (高速料金は利用証明可) ②本人の受領印が押印された領収書 又は本人が署名した領収書
		<航空機を利用した場合>	普通運賃(普通席)	実費	業者の領収書 ※航空機利用を証明できるもの(ご搭乗案内等)を添付
	宿泊費	食事が宿泊と別の場合の上限額は次のとおり 3食4,000円 (朝1,000円、昼1,000円、夜2,000円)	1泊2日 8,000円	実費	業者の領収書
	使用料及び賃借料	・県内合宿、招請合宿、講習会、県内合同練習会等の会場使用料 ・事業に必要な器具等の使用料	現に支払った額	実費	業者の領収書
	謝金	講師への謝金	対象経費総額に2分の1を乗じた額(千円未満切捨)	県外講師：50,000円 県内講師：10,000円 県内合同練習会の講師 2,000円/回	本人の受領印が押印された領収書又は 本人が署名した領収書
	消耗品費	教室運営に必要な消耗品等の購入に係わる経費	対象経費総額に2分の1を乗じた額(千円未満切捨)	実費	業者の領収書
	保険料	事業実施に伴う保険料	現に支払った額	実費	業者の領収書
	大会参加費	大会に参加した際の参加費	現に支払った額	実費	業者の領収書 ※金額が記載してあるもの(要項等)を添付
3 コーチ資格取得支援事業	交通費	<公共交通機関> 所属地等最寄駅～用務先の最寄駅(JR駅、地下鉄駅、高速バスの停留所(路線バスは含まない)等)までの定額料金	左により算出した額		本人の受領印が押印された領収書 又は本人が署名した領収書
		<自家用車・レンタカー・貸切バス等> ①レンタカー及び貸切バスの賃借料、ガソリン代、高速代、駐車場代 ②自家用車で県内移動の場合は、移動距離×20円/km	①実費 ②左により算出した額		①業者の領収書 (高速料金は利用証明可) ②本人の受領印が押印された領収書 又は本人が署名した領収書
		<航空機を利用した場合>	普通運賃(普通席)	実費	業者の領収書 ※航空機利用を証明できるもの(ご搭乗案内等)を添付
	宿泊費	食事が宿泊と別の場合の上限額は次のとおり 3食4,000円 (朝1,000円、昼1,000円、夜2,000円)	1泊2日 8,000円	実費	業者の領収書
	受講料	資格取得に必要な受講料	現に支払った額	実費	業者の領収書 ※金額が記載してあるもの(要項等)を添付
	受験料	資格取得に必要な受験料	現に支払った額	実費	業者の領収書 ※金額が記載してあるもの(要項等)を添付
	教材費	受講に必要な教材費	現に支払った額	実費	業者の領収書 ※金額が記載してあるもの(要項等)を添付
4 競技団体別指導者養成事業	交通費	<公共交通機関> 所属地等最寄駅～用務先の最寄駅(JR駅、地下鉄駅、高速バスの停留所(路線バスは含まない)等)までの定額料金	左により算出した額		本人の受領印が押印された領収書 又は本人が署名した領収書
		<自家用車・レンタカー・貸切バス等> ①レンタカー及び貸切バスの賃借料、ガソリン代、高速代、駐車場代 ②自家用車で県内移動の場合は、移動距離×20円/km	①実費 ②左により算出した額		①業者の領収書 (高速料金は利用証明可) ②本人の受領印が押印された領収書 又は本人が署名した領収書
		<航空機を利用した場合>	普通運賃(普通席)	実費	業者の領収書 ※航空機利用を証明できるもの(ご搭乗案内等)を添付
	宿泊費	食事が宿泊と別の場合の上限額は次のとおり 3食4,000円 (朝1,000円、昼1,000円、夜2,000円)	1泊2日 8,000円	実費	業者の領収書
	謝金	講習会講師への謝金	県外講師：50,000円 県内講師：10,000円	実費	本人の受領印が押印された領収書又は 本人が署名した領収書
	会場使用料	事業実施に伴う会場使用料	現に支払った額	実費	業者の領収書
5 トップコーチ育成支援事業	交通費	<公共交通機関> 所属地等最寄駅～用務先の最寄駅(JR駅、地下鉄駅、高速バスの停留所(路線バスは含まない)等)までの定額料金	左により算出した額		本人の受領印が押印された領収書 又は本人が署名した領収書
		<自家用車・レンタカー・貸切バス等> ①レンタカー及び貸切バスの賃借料、ガソリン代、高速代、駐車場代 ②自家用車で県内移動の場合は、移動距離×20円/km	①実費 ②左により算出した額		①業者の領収書 (高速料金は利用証明可) ②本人の受領印が押印された領収書 又は本人が署名した領収書
		<航空機を利用した場合>	普通運賃(普通席)	実費	業者の領収書 ※航空機利用を証明できるもの(ご搭乗案内等)を添付
	宿泊費	食事が宿泊と別の場合の上限額は次のとおり 3食4,000円 (朝1,000円、昼1,000円、夜2,000円)	1泊2日 8,000円	実費	業者の領収書

【用語の定義】

- ※1「対象経費総額」とは、1事業ごとの各科目の単価の上限額の小計を合わせた合計金額のことという。
- ※2「科目の上限額」とは、1事業において補助金に計上できる限度額のことという。
- ※3「単価の上限額」とは、対象経費総額に計上できる限度額のことという。
- ※4「実費」とは、領収書により確認した額のことという。